

## 第2章 消防同意事務処理手引き

### 第1節 主 旨

この手引きは、法第7条の規定に基づき、建築主事又は指定確認検査機関に対する消防同意を円滑に行うために必要な事務処理について定めるものとする。

### 第2節 同意事務処理手順

建築主事又は指定機関から送付される許可申請書、確認申請書又は計画変更確認申請書及び予防規程第29条に規定する通知（以下この章において「確認申請書等」という。）は、次により取り扱うものとする。（別表1、別表2参照）

#### 第1 確認申請書等の受領等

確認申請書等の受領等は、次により行うものとする。

##### 1 受領場所

〒911-0031 福井県勝山市長山町2丁目2番7号  
勝山市消防本部予防課建築設備係 TEL0779-88-0400  
e-mail katsusyo@city.katsuyama.lg.jp

##### 2 受領時間

確認申請書等を受領する時間は、土曜日、日曜日、休日及び年末年始の執務を要しない日を除く8時45分から17時15分までとする。

##### 3 受領方法

- (1) 主事等から送付される確認申請書等は、勝山市消防署予防課内において、予防課建築設備確認同意担当（以下この章において「確認同意担当」という。）又は予防課員が受領するものとする。
- (2) 指定機関から送付される確認申請書等は、確認同意担当が受領するものとする。
- (3) 指定機関から送付される確認申請書等の受領は、当該指定機関により、直接の持ち込みを原則とする。  
ただし、受領時間内に確実に送付され、確実に受け渡しができる場合については、郵送、宅配便等によることができるものとする。
- (4) 前(3)の送付に係る費用は、当該指定機関が負担するものとする。

##### 4 図書の確認

- (1) 建築主事又は指定機関から送付される確認申請書等は、当該確認申請書等の正本及び副本とする。この場合、計画通知については、当該通知書によるものとする。
- (2) 指定機関から送付される確認申請書等については、当該申請書等に指定機関の名称及

び代表者氏名の記載、同意を依頼する旨、建築主からの申請方法及び原本証明、確認申請書等の返却方法、指定機関の担当者の氏名及び連絡先等が記載された送付書（様式1）及び建基省令第1条の3の規定による確認申請図書に不足がないかどうかを確認するものとする。なお、当該図書に不備があると認める場合は、指定機関に対し電話等の手段によりその旨を通知し、補正を求めるものとする。この場合、不備が補正されるまでの間は、同意期間から除くこととし、その旨を併せて通知するものとする。

## 第2 確認申請書等の審査

主事等又は指定機関から送付された確認申請書等は、次により審査を行うものとする。

### 1 審査方法

確認申請書等の審査は、第1章第5節「審査上の留意事項」及び第6節「審査方法」により行うものとする。

### 2 是正指導

- (1) 前1の審査方法により、防火に関する規定に適合しないもので比較的軽微なものであり、かつ、建築主事及び指定機関が補正を可能とする範囲内の軽微な不備や不明確な点の是正を行うことにより当該規定に適合することとなる場合は、当該確認申請書等の書面の是正を行うことができるものとする。この場合、不備事項等の連絡を建築主事及び指定機関に行ってから、当該確認申請書の書面が是正されるまでの間は、同意期間から除くものとする。
- (2) 前(1)の是正は、確認申請書等の申請者の合意に基づき、当該申請者が行うものとする。
- (3) (1)の是正は、朱書きによる補正又は追加説明書により行うものとする。
- (4) 当該是正について時間を要し、第1章第5節第1.12に定める期間内に処理できない場合は、その旨を建築主事又は指定機関に電話等により連絡するものとする。

## 第3 審査結果の保存

第2により審査した結果については、第4.1.(1)に定める様式により保存する。

## 第4 確認申請書等の審査に基づく処理等

確認申請書等の審査に基づく処理等については、次により行うものとする。

### 1 同意書の作成等

- (1) 第3の審査を行った確認申請書等は、勝山市火災予防規程（以下、「予防規程」という。）第30条に係る建築同意調査審査書（様式第19号）に必要事項を記載する。
- (2) 同意又は不同意の表示は予防規程第29条第2項の同意（様式16号）と表示確認申請書に基づき行うものとする。
- (3) 了承又は不了承の表示は予防規程第29条第3項に基づき行うものとする。

### 2 指定確認検査機関に対する同意事務等

指定確認検査機関が行う建築確認に係る消防同意については「指定確認検査機関に係る消防同意事務等標準処理マニュアル」の一部改正について（令和5年2月17日付け消防予第88号）により処理するものとする。

## 第5 確認申請書等の返送及び返却

消防同意に係る処理を終了した確認申請書等の返却は、第1.1に定める場所にて返却するものとする。